

第31回 東大寺福祉事業団 こども作品展・チャリティー作品展・呈茶席

令和6年 11月2日(土)～11月3日(日)
午前10時から午後4時まで

会場：東大寺大仏殿西回廊及び集会所^{しゅえしよ}
入場無料

(但し、大仏殿へのご参拝には別途入堂料が必要となります)

東大寺福祉事業団の設立とチャリティー作品展の趣旨

奈良時代、聖武天皇は動物も植物も命あるもの、すべてが栄えることを願って大仏様をつくられました。またお後の光明皇后は、施薬院、悲田院(今の福祉施設にあたる)を建て、人々のために尽くされました。

このように、わが国の社会福祉事業の発祥の地とも言える東大寺では、障害のある子供達の療育支援(医療と発育・発達の支援)こそ、社会の要望にこたえ、大仏造立の意義にもかなうとの考えから、昭和30年7月聖武天皇1200年御遠忌の記念事業として東大寺福祉事業団を設立し、境内に現在の東大寺福祉療育病院を開設しました。以来、子供たちは、大仏様の精神、恵まれた環境のもと、一人一人の障害に応じた療育を受けてきました。

近年、少子化が進む一方で治療・救命のために、重度の障害を持つ子供が、むしろ増加しつつあり、医療的ケア児やその家族の支援の必要性が高まっています。

今回で第31回目を迎える「こども作品展・チャリティー作品展」の収益はそういった方々の支援に充当いたします。皆様のご来場をお待ちしております。



『和楽』

華厳宗管長・東大寺別当 橋村 公英
(兼)東大寺福祉事業団総裁



『金魚の学校』

光明園 合同作品

作品展出品者

東大寺別当 橋村 公英
東大寺 長老・塔頭住職

真言宗 吉田 真譽
浄土宗 増田 洲明
谷寛齋 谷井 芳山
泉 齋 松本 政昭
光林齋 新 佳三
香柏齋 尾西 楽齋

彫刻家 藪内佐斗司
彫刻家 水島 太郎
陶芸家 松丸 弘道
陶芸家 三木 理恵
清澄齋 辻元 修
シヤド-アート 東 久三子
竹工芸 松村 茂
画家 横堀 喜寛
画家 喜多 浩子
写真家 清水 達也
写真家 峯 明日香

成人活動販売 光明園入所者一同
他、有縁の皆さま

作品展協賛

特定非営利活動法人「あゆみの家」
茶道家 水島 宗華

第31回 各作品展・呈茶席・催しのご案内

ミニ演奏発表会

日時：令和6年11月2日(土) 午後2時30分～(2～3曲演奏予定)
 場所：大仏殿西回廊 特設ステージ
 (西回廊にステージと客席を仮設します)

今回のこども作品展・チャリティー作品展では、入所児・者さんを中心にした音楽のミニ演奏発表会の開催を予定しました。東大寺福祉療育病院の音楽療法士が中心となり、この日の発表のために日々練習を重ねました。ご来場の皆様方には練習の成果を是非ご覧いただき、音楽を通じて会場に温かな空間を作りたいと思います。

※ミニ演奏会はリポイド財団によるご支援により開催いたします。



呈茶席

昨年に引き続き、大仏殿西回廊周辺に裏千家茶道家の水島宗華先生の協力のもと、お茶席をご用意いたしますので、是非お楽しみください。
 (干菓子付き500円)

※収益金はこども達の生活環境向上のために充当いたします。



会場の様子 ※写真は昨年の様子です



当日開催される他のイベント

第20回 東大寺「華の仏さま展」吉田真譽

場所：東大寺 二月堂 北の参籠所(北の茶所奥)
 日時：令和6年11月2日(土)～11月6日(水)
 午前10時～午後4時
 入場無料

お問合せ：真言宗 光岩山 長楽寺
 電話：053-522-0478

※売り上げの一部を東大寺福祉療育病院に寄付します

水島太郎展

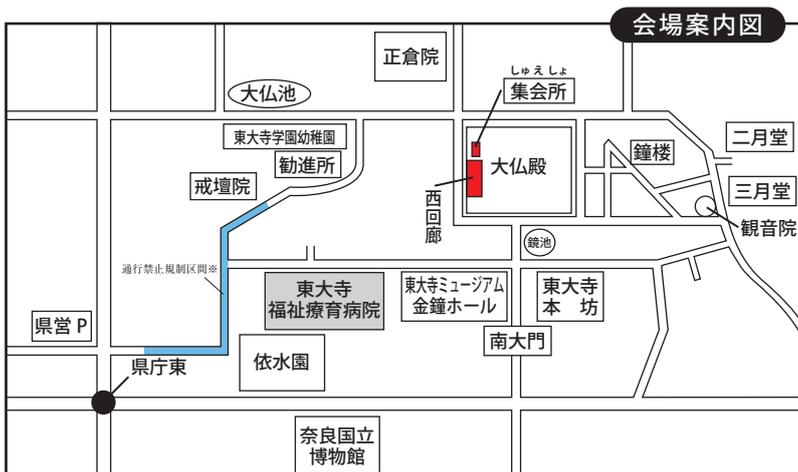
場所：東大寺境内 観音院
 日時：令和6年10月25日(金)～11月2日(土)
 午前10時～午後4時30分
 (最終日のみ午後3時30分まで)
 入場無料

第76回 正倉院展

会場：奈良国立博物館
 日時：令和6年10月26日(土)～11月11日(月)
 午前8時～午後6時
 金・土・日曜日、祝日は午後8時まで
 ※入館は閉館の60分前まで

ビッグ幡in東大寺

会場：東大寺大仏殿前
 日時：令和6年11月2日(土)～11月10日(日)
 午前8時～午後5時
 観覧無料(東大寺大仏殿入堂料が別途必要)



会場案内図

境内に駐車場はございません。
 周辺駐車場をご利用いただくか、公共交通機関をご利用下さい。

東大寺福祉事業団 東大寺福祉療育病院
 〒630-8211 奈良市雑司町406-1 TEL 0742-22-5577
<https://twf.or.jp/>



奈良県みんなでのしむ
大芸術祭



⑩TENBOUKUN
 東大寺福祉療育病院
 公式Instagram

※4、5、10、11月の日曜・休日の10時から17時まで、
 上記青色の区間は歩行者・自転車だけが通行可能な通行禁止規制区間となります。
 11月3日(日)は通行禁止の日に該当しますのでご注意ください。